

# 令和3年玉村町議会第1回定例会会議録第4号

---

令和3年3月18日（木曜日）

---

## 議事日程 第4号

令和3年3月18日（木曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
  - 日程第 2 議案第 1号 玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
  - 日程第 3 議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算
  - 日程第 4 議案第19号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第 5 議案第20号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 6 議案第21号 令和3年度玉村町介護保険特別会計予算
  - 日程第 7 議案第22号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
  - 日程第 8 議案第23号 令和3年度玉村町水道事業会計予算
  - 日程第 9 議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算
  - 日程第10 開会中における所管事務調査報告
  - 日程第11 閉会中における所管事務調査の申出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 議案第 1号 玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 日程第 3 議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算
- 日程第 4 議案第19号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第20号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第21号 令和3年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第22号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第23号 令和3年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算
- 日程第10 開会中における所管事務調査報告
- 日程第11 閉会中における所管事務調査の申出
- 追加日程第1 議案第30号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 追加日程第2 玉議第 1号 玉村町議会会議規則の一部改正について
- 追加日程第3 玉議第 2号 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見、風評被害等の根絶に関

する決議について

## 出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
6番	柳沢浩一君	7番	石内國雄君
8番	高橋茂樹君	9番	浅見武志君
10番	久保留美子君	11番	宇津木治宣君
12番	備前島久仁子君	13番	三友美恵子君

## 欠席議員（1人）

5番 渡邊俊彦君

---

## 説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼 議事調査係長	岡部敦
--------	-----	----------------	-----

## ○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は 1 2 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



## ○日程の追加について

◇議長（三友美恵子君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました追加 3 議案が提出されています。

本日午前 1 1 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 3 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、3 議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 1 陳情の審査報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号 1 番、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

この陳情につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長  
の審査報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長（月田 均君） 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 9 5 条の規定により報告します。

受理番号 1、受理年月日、令和 3 年 1 月 2 9 日。

件名、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

陳情者または代表者住所・氏名、前橋市本町 3 丁目 9 ー 1 0、群馬県労働組合会議議長、五十嵐弘幸。

審査結果、不採択とすべきもの。

続きまして、審査経過を報告いたします。陳情趣旨。長らく停滞する日本経済にコロナ禍が重なり、

とりわけ地域経済は深刻な事態に直面しています。こうした中で、失業や労働時間短縮に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど、最低賃金近傍で働く非正規雇用労働者です。こうした労働者は、休業・解雇となれば、たちまち生活保護に頼らざるを得ないという状況に陥ることも少なくありません。また、コロナ感染拡大の下、医療・介護・保育・学童保育等を必死で支えている医療・福祉労働者の多くも低賃金で働いている実態があります。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の最も高い東京は時給1,013円、群馬県は837円、最低の7県は792円です。これでは毎日8時間働いても月11万円から14万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、地域間格差が時間額で221円もあり、労働者が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊につながっています。最低賃金を全国一律制に是正することと根本的に引き上げることは、貧困をなくす点でも、地域経済を守る点でも、今こそ求められています。

最低賃金の地域間格差をなくし根本的に引き上げること、中小企業支援を拡充することを実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出していただくよう陳情いたします。以上が陳情の趣旨の概要です。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、3人の委員から不採択とすべきものとする意見があり、2名の委員から趣旨採択とすべきものとする意見がありました。なお、審査経過は以下に記載するとおりです。

委員の主な意見。新井委員、願意が具体性を欠いており、実現の可能性もないと思います。町議会の権限に属さないとしますので、不採択がよいと思います。

高橋委員、最低賃金の底上げは必要だと思いますが、政府への意見書の提出については趣旨採択とします。

久保委員、都市部は物価が高いことなどもあり、最低賃金の地域格差が出てくると思います。この問題は町議会で検討するものではなく、もっと大きな枠組みの中で検討していくものだと思いますので、不採択がよいと思います。

表決。本陳情は採決の結果、不採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

委員長の報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。



## ○日程第2 議案第1号 玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第2、議案第1号 玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定について。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長（月田 均君） 総務経済常任委員会に付託された条例について、委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第1号。件名、玉村町中小企業・小規模企業振興条例の制定について。

議決の結果、原案可決。

議決の理由、内容は妥当なものと認める。

3月3日の本会議において町長から提案説明があった議案第1号について、経済産業課に補足説明を求めました。補足説明1、条例制定の理由、中小企業・小規模企業の振興についての基本的理念及び施策の基本となる事項を定めることで、町の経済の健全な発展及び町民の生活向上に寄与させるため。

主な制定内容。基本理念、中小企業・小規模企業の振興が、町の経済並びに社会の発展に重要な役割を果たしているという認識の下で、活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られるよう施策を行う。

町の責務、中小企業・小規模企業振興に必要な助言、情報の提供、財政上の措置、多様な主体との連携に努め、各施策を講ずる。

中小企業・小規模企業者の努力、自主的な経営改善及び中小企業・小規模企業支援団体への積極的な加入に努める。

中小企業・小規模企業支援団体の努力、中小企業・小規模企業振興に自主的に取り組み、町の施策にも協力するように努める。

金融機関の協力、中小企業・小規模企業の資金需要に適切に対応し、町の施策に協力するよう努める。

3、施行日、令和3年4月1日。

委員から質疑が出され、慎重に審査をし、その後表決を行いました。

主な質疑。柳沢委員、この条例を制定することで中小企業がどのように変わることができるのか、どういったメリットを享受できるのか、想定する具体例があれば示してください。商工労働係長、具体的に何かを変更するといったことはありません。この条例は基本理念を定める条例となっており、町の考えを明文化することで、今後の施策が推進しやすくなるという効果はあるものと考えます。経済産業課長、町の姿勢として、これまでと同様に町内の中小事業者を第一に考えていくという考えを明文化し、方針として掲げるものです。今後、方針に沿って振興を図っていくということで条例を制定するものです。

高橋委員、資料にあるとおり群馬県でも条例を定めています。県の条例で県全体のことを規定していると思いますが、県の条例との差はありますか。経済産業課長、県の条例は条例の題名も「小規模企業」となっており、中規模の企業は含まれていない条例になっています。町の条例では中規模の企業も条例の該当に含めているという点で差があるものと考えています。

討論なし。

表決、本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査の報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第3 議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算

○日程第4 議案第19号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第5 議案第20号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第6 議案第21号 令和3年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第7 議案第22号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第8 議案第23号 令和3年度玉村町水道事業会計予算

○日程第9 議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（三友美恵子君） 次に、予算特別委員会に付託となっております日程第3、議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算から日程第9、議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算までの7議案を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第18号から日程第9、議案第24号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

月田均予算特別委員長。

〔予算特別委員長 月田 均君登壇〕

◇予算特別委員長（月田 均君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第18号。件名、令和3年度玉村町一般会計予算。議決の結果、原案可決。議決の理由、内容は妥当なものと認める。

議案第19号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第20号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第21号 令和3年度玉村町介護保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第22号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第23号 令和3年度玉村町水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

初めに、日程第3、議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第4、議案第19号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第5、議案第20号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第21号 令和3年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第22号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第23号 令和3年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第18号 令和3年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第19号 令和3年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第20号 令和3年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第21号 令和3年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第22号 令和3年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第23号 令和3年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第24号 令和3年度玉村町下水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

## ○日程第 10 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第 10、各委員長から閉会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 77 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 11 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（三友美恵子君） 日程第 11、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第 73 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



## ○追加日程第 1 議案第 30 号 玉村町職員定数条例の一部改正について

◇議長（三友美恵子君） 追加日程第 1、議案第 30 号 玉村町職員定数条例の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 30 号 玉村町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、任命権者別の職員定数を現在の配置状況に合わせてとともに、新型コロナウイルス感染症等、突発的な業務の増加への対応や大規模災害の発生等、緊急時への対応に備えるため、町長の事務部局の職員定数を変更するものでございます。

改正内容としましては、昨年度南幼稚園が閉園となったため、教育委員会の職員定数を 4 人減らし、その分を町長の事務部局の職員定数に加え、さらに新型コロナウイルス感染症等、突発的な業務の増加への対応や大規模災害の発生等、緊急時への対応に備えるため、2 人分の定数を確保するものでございます。

これにより町長の事務部局の職員定数は、183 人から 6 人増加し 189 人となり、教育委員会の職員定数は、40 人から 4 人減り 36 人に変更となります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

2 番新井賢次議員。

[2番 新井賢次君発言]

◇2番(新井賢次君) 今説明の中で町長の事務部局ということがあったのですが、それ以外の部局というのはどういうものがあるのですか。

◇議長(三友美恵子君) 総務課長。

[総務課長 石関清貴君発言]

◇総務課長(石関清貴君) では、新井議員のご質問にお答えします。

町長の事務部局の職員以外の職員ということで、議会事務局の職員、それから選挙管理委員会の職員、それから監査委員事務局の職員、それから農業委員会事務局の職員、それから教育委員会事務局の職員、こちらに書かれています。それから、公営企業の手務部局の職員ということで、全部で7部局の職員があるということでもあります。

以上です。

◇議長(三友美恵子君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(三友美恵子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

## ○追加日程第2 玉議第1号 玉村町議会会議規則の一部改正について

◇議長(三友美恵子君) 追加日程第2、玉議第1号 玉村町議会会議規則の一部改正について。

これより提案理由の説明を求めます。

8番高橋茂樹議員。

[8番 高橋茂樹君登壇]

◇ 8 番（高橋茂樹君） それでは、説明申し上げます。

玉議第 1 号 玉村町議会会議規則の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、女性をはじめ多様な人材の町議会への参画促進と、議会への請願手続における請願者の利便性向上を図るため、玉村町議会会議規則の一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

本案につきましては、議会運営委員会で審査した結果、私が一議員として提出者となり、議会運営委員を賛成者として提案させていただくこととなりましたので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

### ○追加日程第 3 玉議第 2 号 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見、風評被害等の根絶に関する決議について

◇議長（三友美恵子君） 追加日程第 3、玉議第 2 号 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見、

風評被害等の根絶に関する決議について。

これより提案理由の説明を求めます。

1 番小林一幸議員。

〔1 番 小林一幸君登壇〕

◇1 番（小林一幸君） 玉議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見、風評被害等の根絶に関する決議について、提案者として提案理由を説明させていただきます。

皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は現在でも収束することなく、感染発生が続いています。玉村町でも令和2年3月28日に町内1例目として福祉事業従事者より感染者が発生して以降、3月5日現在で65例の感染者が発生しています。この間、医療・福祉従事者をはじめ、飲食店業者など様々な誹謗中傷、風評被害等が発生し、玉村町の医療・介護従事者などの事業所でつくる玉村地区地域包括ケアネットワーク会議では、町内の事業所の状況把握を行い集約し、群馬県、玉村町へ要望書が提出されました。

また、外出自粛要請の中、近隣自治体は飲食店などの営業時間短縮要請がされ、群馬県として支援がありました。玉村町に時間短縮要請はなく、飲食店などは日々感染予防や様々な工夫をしながら懸命に営業しています。

こういった差別、偏見、そして風評被害等の根絶、住民の安心安全な生活を確保していくことへの決議を玉村町議会としてすべきと考え、このたび議員提案をいたしました。よろしくお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

4 番月田均議員。

〔4 番 月田 均君発言〕

◇4 番（月田 均君） 質問させていただきます。

私、医療関係者だとか介護関係者、そんなに知り合いがないので分からないので、私のかかりつけ医に聞いてみました。学生時代の友達なのですけれども、そうするとそのかかりつけ医は看護師が五、六人いるのですかね。一生懸命やっているところなのですけれども、特に影響は受けていないと、差別と偏見とかそういうのはないよという話だったのです。一般的な内科医なのです。基本的にそういうものはあまり感じていないのだという話だったのです。

町内のそういう医療機関を見たときに、どうなのかなと。その偏見、差別がそんなに出ているのかなというのが、私には本当のことは分からない。提案するからには、いろいろ町内の医療機関調べたと思うのですけれども、どんな感じだったのですか。

◇議長（三友美恵子君） 1 番小林一幸議員。

〔1 番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） ご質問ありがとうございます。医療機関、例えば病院の中でいきますと、やはり職員がこの福祉従事者等から出たときに、その福祉従事者の事業所の方が病院等に入出入りをしていると、そういうようなお話があって、そこから病院なり医療機関でそういった感染者がそこへ出ているのではないかというような形で非難がありました。あと福祉従事者につきましては、その関連の介護サービス等の事業者へ直接電話があって、「おまえのところの事業者がもしかしたら感染しているんじゃないか」というような電話なりというのが直接入ったというふうに聞いております。

そういった現状もありますので、そして先ほどもお話をさせていただきました玉村地区のネットワーク会議というところで様々なご意見が出たということで、ここでのアンケート調査をさせていただいて、現状その中でいろいろな風評被害なり、電話、誹謗中傷があったというふうに聞いておりますので、そういった形で今回のいろいろな意見を聞いてということで、今回提案をさせていただきました。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 確かに私の知り合いの医者へ聞いたのですけれども、これ大差あるということですね。だから、医療機関によって全く問題ないということと大変なところがあるのだと。今現在コロナ感染対応機関というのは、その医療従事者に関しては1人20万円、それ以外では5万円の支給をされているということなのです。お金が出ているということも事実なのですけれども、その辺を広く見てどうかということを出してもらいたいというのが1つあります。

あと、介護保険、私も友達が1人いるので、聞いてみた。介護の経営者なのですからけれども、そうしたら大変だ、大変だと言うのです。よく聞いてみたら、去年の4月ぐらい、俺のところへ電話が来た。「おめえのところじゃないか」とかいろいろ言われたということで、いわゆる大変な話は約1年前の話なのです。今どうだと、今来ていないという話なのです。ただ、その人に聞くと、子供がそういう感染の高いところに勤めていたので、もし万が一かかってうちに来たら大変なので、その子供は今休職させていると。そっちのほうを何とかしてくれという話で、この差別、偏見、風評被害ということではなくて、困っているのはやっぱり経済的な感じがします。

私が行く歯医者は、前は三、四人歯科衛生士がいたのだけれども、今は1人しかいなくて、奥さんが事務なんかしていて、私心配だったのはほかの辞めた人はどうしているのかなということで、風評被害とかそういうのではなくて、その一くくりではなくて、もう少し細かく、実際経済的な影響もいろいろあるので、その辺もよく調べて出してもらおうと、非常にいいことになるのではないかとということで、その辺どうなのかなというか、中身的には私はいいと思います。こういうことをやはり風評被害とかそういうのを確かに実際ありますから、おまえのところではないかとか、そういうがあるので、そういうのを直すのはいいことなので、その辺をもうちょっと調べてほしかったなということ。

もう一つ聞きたい。一番最後に「よって、玉村町議会は、新型コロナウイルス感染症に係る差別や

偏見、誹謗中傷等の根絶を目指すとともに」、目指すと書いてある。具体的に我々議員は何をすればいいのかというのが分からない。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） ご質問ありがとうございます。

先ほどの月田議員お話ありましたように、最後の1文に差別や偏見、誹謗中傷等根絶を目指すということで、議会としてどういう形で取り組むかということでございますけれども、やはりそういったうわさ話とか、そういったのは本当に頻回にあります。最近時期が過ぎていきますけれども、その中でもまだ福祉従事者なりというところは、本当に懸命に医療従事者もそうですけれども、3密を避けられない状況でやっているという事実。そういったものを私たちとしてしっかり実感をし、それをしっかり根絶を目指すという気持ちをここで表すというのが私の一番大切な部分ではないかなというところ、そういったものも踏まえまして、これを私一人ということではなくて、しっかり玉村町の議会として意思を表示するということが大切だと思ひまして、提案をさせていただきました。

◇議長（三友美恵子君） ほかに。3回目。

4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そういうことになると私は思います。確かに誹謗中傷、学校ではいじめという問題ですけれども、同じような問題で、こういったものは町として改善していく必要があると考えています。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○字句等整理委任について

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。



## ○町長挨拶

◇議長（三友美恵子君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和3年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

私が昨年2月1日に玉村町長に就任し、その後スタートした令和2年度も残り2週間足らずになりました。就任後間もなく新型コロナウイルス感染症が拡大し、109億円でスタートした令和2年度当初予算は、町民の命と暮らしを守るため、13回もの補正予算により154億4,000万円にまで増加させていただき、感染防止対策の徹底や町内経済の活性化に全力で取り組んでまいりました。まさに新型コロナウイルス感染症に対する難しい町政運営を迫られた一年となりました。

こうした中、担当部署の迅速な対応により、4月下旬から高齢者施設において、町内で初めてとなる新型コロナウイルスワクチンの接種がスタートできる見込みとなりました。今後も引き続き町民の皆様へのワクチン接種が円滑に進められるよう取り組んでまいります。

また、東日本大震災の発生から、3月11日で10年が経過いたしました。この間、被災地のインフラ整備は着実に進展していますが、今もなお多くの方々が避難生活を続けています。ここに改めて、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本定例会は、3月3日に開会され、本日までの16日間、議員の皆様方には提案させていただきました令和3年度一般会計当初予算をはじめ、追加議案を含む32議案につきまして慎重にご審議いただき、全て原案どおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

施政方針で述べましたとおり、令和3年度の予算編成は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税

収等の落ち込みが見込まれる中、厳しいながらも未来に希望をつなぐ予算として、本町において過去2番目となる117億円という積極型の一般会計当初予算を編成させていただきました。

特に令和3年度は、第6次玉村町総合計画の初年度となることから、町が目指す新たな将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向け、新型コロナウイルス感染症への対応や自然災害への対策といった喫緊の課題に積極的に取り組むとともに、まちづくりの柱となる「6つの重点目標」も計画的に推進してまいります。議員各位には今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本定例会におきましては、9名の議員から町政に対して様々な視点から一般質問をいただきました。議員各位から賜りましたご意見、ご提言等につきましては十分尊重し、町政発展のためできることを精査してまいりたいと考えております。

また、3月31日をもちまして、石関清貴総務課長、齋藤修一税務課長、高橋幸伸学校教育課長の3名が役場を退職することとなりました。退職される課長におかれましては、町民福祉の向上のため懸命に努力され、職員の模範となって町政発展のために大変ご尽力をいただきました。長年にわたるご功績、ご努力に対して深く感謝申し上げます。

今後とも本町発展のため、折に触れてご指導、ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げますとともに、今後ますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、はなむけの言葉といたします。

結びになりますが、これから年度末、そして4月からは新年度のスタートと何かと多忙な時期を迎えます。議員各位におかれましては、引き続き健康には十分ご留意なされ、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。



## ○退職課長挨拶

◇議長(三友美恵子君) 次に、本年3月31日をもって玉村町役場を退職されます3名の課長より、最後の定例会に当たり発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、石関清貴総務課長。

〔総務課長 石関清貴君登壇〕

◇総務課長(石関清貴君) 議員の皆様には貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。三友議長から発言のお許しをいただきましたので、退職に当たりご挨拶をさせていただきます。

先ほどは令和3年度の当初予算関係をはじめ、全ての議案にご議決をいただきまして、誠にありがとうございました。また、今議会中、議員の皆様、そしてただいま町長からも身に余るお言葉をいただきまして、大変ありがとうございました。

私ごとではございますが、3月31日をもちまして定年退職ということになりました。議員の皆様にはこれまで大変お世話になり、本当にありがとうございました。私は、昭和61年4月に入職いたしまして、35年間この玉村町役場に勤めさせていただきました。この間、町長部局では6課で24年

間、教育委員会部局では2課で3年間、議会事務局では8年間と町行政の主な部局で仕事をさせていただき、自治体職員として幅広い知識の習得や経験を積むことができました。本当に感謝しております。

改めて振り返ってみますと、この間には幾つかの転機があったなというふうに思っております。1つ目の転機は、平成3年の総務課付での県庁への出向で、県民生活部の国際交流課というところで1年間勉強させていただいたということです。これがきっかけで役場に戻ってからは、現在の玉村町国際交流協会の設立や町議会と中国との国際交流活動の援助、さらには現在の中学生海外派遣事業を始めるためにアメリカ、エレンズバーグ市に視察に行かせていただいたことは、何よりも貴重な経験となりました。

2つ目の転機は、平成9年からの社会教育課でのB&G海洋センター建設とそれに伴う指導者研修への参加です。B&G財団では、自治体職員が温水プールを運営する場合、B&G財団の研修を受けた職員の配置を義務づけています。その研修は、水泳の指導者になるための約40日間にも及ぶ泊まり込みの缶詰状態での大変厳しい研修でした。水泳がそれほど得意ではない私にとっては、地獄のような研修でしたが、研修生全員が力を合わせ、最後の卒業試験に全員で合格できたときの感動は、今でも忘れることができません。このときに改めて団結する力のすばらしさを学ばせていただきました。

そして最後の転機は、平成21年に議会事務局に異動し、8年間議員の皆様方と仕事をさせていただく中でたくさんのご指導をいただく機会を得られたことです。その間、石川議長、宇津木議長、浅見議長、柳沢議長、高橋議長の下、議員の皆様方の随行で様々な地域や自治体への視察研修に同行させていただきました。現在では新型コロナウイルス感染症の影響により、なかなか研修には行けない状況ですが、百聞は一見にしかずと申しますように、全国各地の実情を直接自分の目で見て確かめることにより、多くのことを学ぶことができましたし、何よりも地方自治における二元代表制の本質を学ぶことができたことは、行政マンとして本当によい経験をさせていただいたと感謝しております。

また、忘れられない出来事としては、今から10年前の平成23年3月11日、午前中に中学校の卒業式に出席した三友議長が、当時の三友議長です、平成23年第1回定例会の12番目の質問者として午後2時からこの議場で一般質問を行っている際、あと少しで持ち時間の1時間が終了となる午後2時46分に東日本大震災が発生しました。庁舎4階にあるこの議場は、みしみしと音を立てながら大きく揺れ、立っているのもやっとという状況で、あまりのすごさに身動きさえできなかったという状況を覚えています。その日から3日間議会は休会となり、4日目に再開した際には、緊急事態ということで、残りの議員の一般質問は後に回し、新年度予算の審議と議決を優先させるという日程変更を行い、開会いたしました。あれから既に10年が経過しますが、今もなお多くの方が避難生活を続けており、一日も早い復興を祈るばかりです。

そして、後半の平成26年からは課長職として議会事務局、住民課、総務課の3課で7年間務めさせていただきましたが、その中でも総務課での最後の3年間は、令和元年10月に本町を含む東日本

を襲った台風19号への対応や昨年からの新型コロナウイルス感染症への対応など、まさに激動の3年間となり、今後も決して忘れることはできないことだと思います。

その新型コロナ感染症に至っては、いまだ収束のめどが立っておりませんが、ようやく4月後半からは高齢者施設でのワクチン接種がスタートできる見通しとなっておりますので、この点については少しほっとしているところでもあります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症との闘いは今後も継続いたします。引き続き全職員が力を合わせて取り組んでいかなければなりません。こうした状況の中で定年退職を迎えるということでございますので、大変心苦しい限りですが、議員の皆様におかれましては、町民の皆様の命と暮らしを守るため、今後とも引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。私も微力ではございますが、私を育ててくれたこのふるさと玉村町のために恩返しをしてみたいと思っております。

結びになりますが、こうして無事退職を迎えることができますのも議員の皆様をはじめ、上司や先輩、同僚、後輩、その他多くの皆様のご指導やご支援のたまものであると心から感謝しております。大変お世話になりました。ふるさと玉村町の発展と議員の皆様方のますますのご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、退任に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

〔拍手〕

◇議長（三友美恵子君） 次に、齋藤修一税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君登壇〕

◇税務課長（齋藤修一君） 議長の許しをいただきましたので、退職に当たりまして一言お礼の挨拶を申し上げます。

私が玉村町役場に入職したのは昭和59年4月で、その当時はまだ古い木造の庁舎でした。翌年の5月に今の庁舎が完成し、6月から業務が開始されたことを覚えております。当時は人口がまだ2万人弱で、59年の9月に2万人に到達した際には、住民課でその職員として2万人目の赤ちゃんの出生届を受け付けたことをよく覚えております。その後も人口は順調に増加しまして、平成7年の国勢調査では人口が3万4,244人となり、5年前と比べまして9,821人増加。増加率が40.2%というのは県内はもとより、全国5位という人口増加率を記録しました。当時企画調整課の広報係で国勢調査の担当をしまして、多くの指導員や調査員の皆さんの協力をいただきましてやり遂げたという達成感がありました。

平成7年は自分にとっても記念すべき年でございます。個人的には5月に娘が生まれまして、父親となり、仕事では交通安全の活動や広報誌の発行、そして統計調査と多忙を極めておりましたが、公私ともに充実した生活を楽しんでいたときでもございました。また、町といたしましても人口増加により財政的にも豊かで、勢いのある時代でもありました。

議会での思い出となりますと、子ども育成課長の時代でありました平成28年3月議会の予算特別

委員会で新年度予算案が否決されたという苦い思い出があります。否決となる原因をつくってしまい、不名誉なことですが、深く印象に残っておる出来事でございます。保育所の給食業務を直営から委託に切り替えるに当たりまして、議会に説明を行わずに進めてしまったということを深く反省しております。最終日には何とか可決をいただき、事なきを得たという思いでしたが、当時は大変ご迷惑をおかけしました。

長かった勤務時代の思い出は尽きませんが、昭和、平成、令和と3代にわたりまして37年間勤められたのも多くの人に支えられ、助けられたことに深く感謝をしております。

最後になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の収束、そして玉村町のますますの発展と議員の皆様、町長はじめ町職員の皆様のご健勝を祈念し、お礼の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

〔拍 手〕

◇議長（三友美恵子君） 次に、高橋幸伸学校教育課長。

〔学校教育課長 高橋幸伸君登壇〕

◇学校教育課長（高橋幸伸君） それでは、議長から時間をいただきましたので、退職の挨拶をさせていただきます。

自分の場合は、前の2人の課長と少し違いまして、学校籍、教員でございまして、今年度末の人事異動で玉村町の職員を退職して学校に戻るという形で、形式的な退職ということになります。自分は平成20年に玉村中学校の教諭から、それを退職して学校教育課に配属になり、9年間お世話になりました。それで9年後、伊勢崎市の中学校に今度は行って2年勤めて、令和元年度、昨年度に学校教育課長として再び玉村町にお世話になることになりました。都合今回4回目の退職になります。ただ、議員の皆様には大変お世話になったなど。特に課長時代の2年間、大変お世話になったというふうに感謝しております。

例えば政策提言では、教育委員会が進める施策を本当に後押ししていただいたり、また一般質問では地域の方の考えを代弁していただいて、それを基に教育委員会としてもう一回取組を見直したり、また改善したりというきっかけを与えていただきました。こう考えると、議員の皆様については、本当に学校、子供たちの応援団であったなというふうに改めて思います。4月からは学校に戻りまして、立場は違いますが、玉村町の子供たちのために頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後も変わらず学校の、そして子供の応援団としていらっしゃることをお願いいたします。

大変これまでありがとうございました。それから、これからもよろしく申し上げます。

〔拍 手〕

---

## ○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） 令和3年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ます。

今定例会は、3月3日に開会し、本日までの16日間にわたり、令和2年度の補正予算や新年度に向けた新規条例の制定及び条例の一部改正、あるいは一般会計や特別会計予算など、町長施政方針に基づく諸施策を展開する上で根拠となる重要な議案を熱心に審議いただきました。また、9名の議員からの一般質問や予算特別委員会、あるいは各常任委員会においても活発な議論が行われるなど、大変意義のある議会となりました。石川町長におかれましては、議案審議や一般質問の際に議員から提案のありました意見や要望等を町民の声として十分に尊重され、今後の行政運営に反映されますことを強く求めるものであります。

さて、先ほどご挨拶をいただきました3名の課長におかれましては、今月をもって退職をされるわけではありますが、これまでの間、玉村町役場の模範職員として、また幹部職員として、その職務を遂行され、多くの分野で実績を残されるとともに、次世代の玉村町役場を支える若き職員の育成にも当たられました。議会を代表し、改めて心から感謝を申し上げます。

特に定年退職されます2名の課長におかれましては、今後は第二の人生を歩まれるわけではありますが、健康に十分に留意され、これまでの行政経験の中で培われた豊富な知識と経験を生かし、地域のリーダーとしてご活躍されますようご期待申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。

結びに当たり、新しい年度が始まりますが、一日も早く新型コロナウイルスワクチンの接種が行き届き、感染が終息することを願うとともに、議員各位並びに町長をはじめ執行各位には何かとご多用な時期となりますが、健康には十分留意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。



## ○閉 会

◇議長(三友美恵子君) これをもちまして、令和3年玉村町議会第1回定例会を閉会といたします。  
大変ご苦労さまでした。

午後3時32分閉会